

令和9年度 草津市が発注する建設工事にかかる 入札参加資格審査申請を行う方へ

1 申請対象者

令和9年度に草津市が発注する建設工事の競争入札に参加を希望する方

※令和8年度の登録者も有効期間満了に伴い、必ず手続きが必要です。

2 資格の有効期間

- (1) 市内業者：令和9年4月1日から令和10年3月31日（1年間）
- (2) 市外業者：令和9年4月1日から令和11年3月31日（2年間）

3 審査基準日

原則 直前決算日

※ 格付にかかる審査の基準日については別の日となる場合もあります。

4 入札参加資格要件について

審査基準日において、次の要件を全て満たす必要があります。

- (1) 入札参加部門の区分に応じ、建設業法（昭和24年法律第100号）第3条第1項の規定による許可を受けていること。
- (2) 前項の許可区分について、建設業法第27条の23第1項に規定する経営事項審査を受けていること。
- (3) 市内業者として登録しようとする者は、草津市内に本社または本店を有し、かつ営業の拠点としての機能を有していること。
- (4) 機械器具の保有状況・事務所の状況・資材置場の整備状況により、その事業者の営業意欲が客観的に認められること。
- (5) 競争入札に係る契約を締結する能力を有しない者および破産者で復権を得ない者に該当しないこと。
- (6) 次のいずれかに該当しないこと。
 - ①暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）
 - ②暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）
 - ③暴力団または暴力団員と密接な関係を有する者
 - ④役員等（競争入札に参加する法人の代表者もしくは役員、これらの者から市との取

引上の一切の権限を委任された代理人または経営に実質的に関与している者をいう。)に暴力団員または暴力団もしくは暴力団員と密接な関係を有する者がいる法人

⑤競争入札に参加する個人から市との取引上の一切の権限を委任された代理人が暴力団員または暴力団もしくは暴力団員と密接な関係を有する者である場合における当該個人

⑥暴力団員または暴力団もしくは暴力団員と密接な関係を有する者がその経営に実質的に関与している個人または法人

(7) 草津市税等を滞納していないこと。

(8) 草津市内に所在する事務所、草津市内に在住する法人の代表者および役員（監査役を除く）、個人事業主が草津市水道料金、下水道使用料について完納していること。

(9) 草津市に在住する法人の代表者および役員（監査役を除く）、個人事業主が市営住宅に入居している場合は、市営住宅にかかる家賃を完納していること。

5 参加希望工事

(1) 参加希望工事の区分は別表第1のとおりです（全16種類）。

この参加希望工事の区分は建設業法の許可区分とは異なりますのでご注意ください。

(2) 入札参加が認められるのは、市内業者・市外業者ともに3業種までです。

(3) 参加希望工事ごとに、対応許可業種に対応する資格を有している者を1人以上配置する必要があります。

(4) 参加を希望する建設工事の種類ごとに建設業の許可および経営事項審査を受けている必要があります。

(5) 支店で入札参加を希望される際はその支店で希望する工事部門の建設業の許可を有している必要があります。

(6) 市内業者として、水道施設工事部門に登録を希望される場合は、給水装置工事事業者として本市の指定を受けている必要があります。（令和9年度入札参加資格審査申請については、草津市上下水道総務課に令和9年1月8日までに草津市指定給水装置工事事業者の指定申請が必要です。）

6 提出書類について

滋賀県に提出が必要な書類と草津市に提出が必要な書類があります。

○滋賀県に提出が必要な書類

提出書類、提出方法、送付先等については、各県内工事、県外工事用申請マニュアルをご確認ください。

○草津市に提出が必要な書類

草津市に提出が必要な書類	必要部数	提出対象者
主観点評価項目等確認表 (草津市様式1)	1	・市内業者

ボランティア清掃活動内容が客観的に判断できる資料	1	<p>・市内業者のうち、下記期間内に<u>市内での活動実績があること</u></p> <p><u>(令和8年1月1日～令和8年12月31日)</u></p> <p>※提出資料の詳細は「9 格付対象参加希望工事の格付要件」を参照ください。</p> <p>※申請後に活動予定の場合は、活動後に速やかに書類を提出してください。</p>
--------------------------	---	--

※令和8年度申請（令和9年度名簿のための申請）から、使用印鑑届兼誓約書（草津市様式2）の提出は不要となりますが、見積書や契約書、請求書等にはこれまでどおり、代表者印の押印が必要です。

※令和9年度から、格付基準を見直し、土木一式工事（土木一式工事）にあらたにDの区分を設けます。詳しくは草津市ホームページをご確認ください。

○草津市への提出方法・・・下記宛先へ郵送にて送付してください。

〒525-8588 草津市草津三丁目13番30号

草津市役所 契約検査課 入札参加確認書類（工事）受付担当

○提出における注意事項

- ・電子申請後、速やかに滋賀県および草津市に書類を提出してください。
- ・草津市に提出する書類についてはA4版ファイルに綴じ込むことは不要です。クリアファイルに入れて提出してください。
- ・提出後において記載内容に変更があった場合、申請受付期間の翌年の1月第2週中までに連絡のうえ、変更した書類を提出してください。あわせて、電子申請の内容が変わる場合は、修正申請を行ってください。

7 電子申請（草津市個別情報登録（工事））の注意事項

○業者番号【入力必須】

- ・業者番号は電子入札システム番号（9桁）と同じになります。現在、登録いただいている方は下記草津市ホームページの登録業者一覧に記載していますのでご確認ください。

草津市トップページ→暮らし・手続き→産業・ビジネス→入札・契約→登録業者一覧

- ・過去草津市に登録があったものの、現在登録がない業者については、過去に使用していた電子入札システム番号を入力してください。
- ・草津市に新規で登録を希望される方は任意の数字を入力してください。

○入札参加営業所【支店・営業所等で登録する場合必須】

- ・登録する場合は各支店・営業所等で許可を受けており、会社として経審を受けている必要があります。

○市内業者区分【入力必須】

- ・本社が市町内…本社または本店が草津市内に所在する事業者（市内業者）
- ・本店以外の入札参加営業所が市町内…支店または営業所が草津市内に所在する事業者
- ・それ以外…草津市内に本社、支店等が所在しない事業者

○主観点評価項目（IS09001の取得～2級舗装施工管理技術者の人数）

【市内業者のみ入力必須】

- ・格付けに使用しますので、市内業者のみ入力必須です。
- ・主観点評価項目等の要件については「9 格付対象参加希望工事の格付要件（市内業者のみ）」を参照ください。

○希望工種【入力必須】

- ・参加希望工事種別は3業種までです。
- ・建設業許可および経審を受けていない業種は登録不可です。
- ・**経審情報タブ、実績高整理表タブは全者入力必須です。**
- ・技術職員区分とその人数欄、技術者情報は市内業者のみ入力必須です。区分については、下記表および県内工事業者用申請マニュアル資格コード表を参照ください。

技術職員区分とその人数 「1」	監理技術者資格者証を保有（実務経験による取得も含む）し、監理技術者講習を修了していること
技術職員区分とその人数 「2」	上記「1」に該当しない者のうち、資格コード表のⅠまたはⅡに○のついている資格を保有していること
技術職員区分とその人数 「3」	上記「1」に該当しない者のうち、資格コード表のⅢに○のついている資格を保有していること

8 技術職員基準

(1) 参加希望工事に対応する技術者の配置

全ての参加希望工事ごとに、参加希望工事の対応許可業種に対応する資格を有している者を1人以上配置してください。許可業種に対応する資格については建設業の許可における技術者の資格に基づきます。

1つの参加希望工事に対応許可業種を複数申請する場合は、それらの内、いずれかに対応する資格を有する技術者を配置すればよいものとします。

1人の技術者による複数登録についても可能とします。

参加希望工事に係る技術職員区分および職員の要件については、滋賀県の県内工事にかかる技術職員区分および職員の要件と同様のものとなります。

9 格付対象参加希望工事の格付要件（市内業者のみ）

(1) 格付対象参加希望工事

土木一式工事（土木一式工事）、土木一式工事（水道施設工事）、建築一式工事（建築一式工事）、舗装工事（舗装工事）、電気設備工事（電気工事）、給排水冷暖房工事（管工事）、造園工事（造園工事）

(2) 格付基準

格付の基準は「草津市建設工事等指名競争入札参加者格付基準」をご覧ください。

(3) 主観点評価項目

主観点評価項目および加点点数は次の一覧のとおりです。

主観点評価項目	加点点数	
【1】 経営管理		
(1) ISO9001の取得	8点	
(2) ISO14001の取得	各8点 (最大8点)	
(3) エコアクション21の登録、認証		
(4) KESの登録、認証		
【2】 次世代育成支援対策		
「滋賀県ワーク・ライフ・バランス推進企業」の登録	5点	
【3】 社会貢献活動		
(1) 災害協定の締結	5点	
(2) 水防・防災訓練への参加	各3点 (最大6点)	
(3) 応急救援活動の実績	1活動実績あたり 5点 (最大10点)	
(4) 草津市消防団の基本団員として活動している従業員等 ただし、年間の出動回数が5回以下の者を除く	1名につき 5点 (最大10点)	
(5) 保護観察対象者等の就労支援	協力雇用主登録 2点 直接雇用 3点	
(6) ボランティア清掃活動	2点	
【4】 女性活躍推進		
雇用している女性技術者	1名につき 2点 (最大6点)	
【5】 指名停止状況		
市の指名停止状況	申請日の属する年度（令和8年4月1日から令和9年3月31日までをいう。）に草津市建設工事等の指名停止等に関する基準に基づく指名停止の決定があった場合、当該指名停止期間に応じて減点	
1月以上2月未満		-10点
2月以上3月未満		-20点
3月以上6月未満		-30点
6月以上12月未満		-50点
12月以上		-70点
最大加点点数	65点	

【1】経営管理

ISO9001、ISO14001、エコアクション21、KESを取得している場合には加点します。

【加点点数】

主観点評価項目	内容	加点数
経営管理	ISO9001	8点
	ISO14001	8点
	エコアクション21	8点
	KES	8点

※経営管理項目のうち、ISO14001、エコアクション21、KESを重複して取得している場合は、複数取得していたとしても8点のみを加点します。

【要件】

滋賀県市町入札参加資格審査申請マニュアル「滋賀県に提出」欄の該当箇所をご確認ください。

【2】次世代育成支援対策

「滋賀県ワーク・ライフ・バランス推進企業」へ登録されている場合は加点します。

【加点点数】

5点

【要件】

滋賀県市町入札参加資格審査申請マニュアル「滋賀県に提出」欄の該当箇所をご確認ください。

【3】社会貢献活動

(1) 災害協定の締結

滋賀県または草津市と災害協力協定を締結している協会等（特定非営利活動法人草津の未来を建設する市内事業者会、草津市管工事協同組合、滋賀県電気工事工業組合等）の会員である場合は加点します。

【加点点数】

5点

【要件】

申請日現在において災害協力協定を締結している協会等の会員であること

(2) 水防・防災訓練への参加

草津市が主催する水防訓練または防災訓練に参加した場合は加点します。
加点は事業者単位です。

【加点点数】

水防訓練への参加 3点

防災訓練への参加 3点

【要件】

令和8年3月1日～令和8年12月31日において、市が主催する水防訓練または防災訓練に参加していること。

なお、対象者が草津市消防団の団員である場合、消防団の活動として当該訓練（水防訓練・防災訓練）に参加されても加点の対象となります。

(3) 応急救援活動の実績

災害発生時において、草津市と締結している災害協定に基づき、当市からの要請により応急救援活動に出動した場合は加点します。

【加点点数】

1活動実績当たり5点（最大2活動実績・10点）

【要件】

申請日が属する年を含め直前3年間（令和6年1月1日～令和8年12月31日）において、応急救援活動の実績があること。

(4) 消防団員として活動している従業員等

草津市消防団の基本団員である従業員（代表者含む）を常時雇用（臨時雇用、非常勤社員、出向社員は除く。）しており、かつ当該団員の年間出動回数が6回以上の場合は加点します。

（お問合せ先：危機管理課 077-561-2325）

【加点点数】

草津市消防団の基本団員である従業員1人につき5点（最大2人・10点）

【要件】

申請日が属する年の1年間（令和8年1月1日～令和8年12月31日）において、草津市消防団の基本団員として年間の出動回数が6回以上の場合は加点します。

(5) 保護観察対象者等の就労支援

協力雇用主の登録をしている場合や、保護観察対象者等を雇用した場合は加点します。

【加点点数】

協力雇用主登録 2点

直接雇用 3点

【要件】

滋賀県市町入札参加資格審査申請マニュアル「滋賀県に提出」欄の該当箇所をご確認ください。

(6) ボランティア清掃活動

企業として市内の道路や河川等のボランティア清掃活動を行った場合に加点します。

【加点点数】

2点

【要件】

申請日が属する年の1年間（令和8年1月1日～令和8年12月31日）において、企業として道路や河川等のボランティア清掃活動に参加していること。

【提出資料】

活動内容が客観的に判断できる資料（次の①～③を提出してください。①と②は必須とします。）

- ① 依頼文や開催案内チラシなどの実施主体（または依頼者）および活動内容が確認できるものの写し
- ② 実際に企業として清掃活動を実施していることが確認できる活動写真および参加名簿の写し（活動写真については、清掃場所、参加者が確認できるものとし、参加者名簿に記載されている人員が確認できること。）
- ③ 礼状、表彰状、新聞記事など

【4】女性活躍推進

次の各条件を満たす場合には加点します。

- 審査基準日現在において、女性技術者を雇用していること。
- 審査基準日以前に資格を保有しており、その資格が入札参加希望工事のいずれかに対応していること。（実務経験も可）
- 社会保険（健康保険および厚生年金保険）に加入していること。ただし、健康保険および厚生年金保険の適用が除外される場合（個人事業所で従業員が4人以下等）は除く。
- 雇用保険に加入していること。ただし、雇用保険の適用が除外される場合（従業員が1人もいない等）は除く。

【加点点数】

雇用している女性技術者1人当たり2点（最大3人・6点）

【要件】

女性技術者の雇用人数

【5】指名停止状況

令和8年4月1日から令和9年3月31日までの間に、草津市建設工事等の指名停止等に関する基準に基づく指名停止の決定があった場合に、当該指名停止期間に応じて減点します。

なお、提出書類や、システムへの入力はありません。

措置期間		減点点数
1月以上	2月未満	-10点
2月以上	3月未満	-20点
3月以上	6月未満	-30点
6月以上	12月未満	-50点
12月以上		-70点

10 その他

- (1) 書類の不備により受付できないことがあります。
- (2) 申請内容または添付書類について、虚偽の記載等が認められた場合や記載内容の確認・証明等に協力が得られない場合は、入札参加資格の抹消等の措置をとることがあります。

- (3) 受付担当職員が、申請者個別の希望に沿うように申請内容について指導することはありません。申請者の責任により作成し、提出してください。
- (4) 申請に基づき作成した「入札参加有資格者名簿」は申請対象年度の4月1日より草津市役所および草津市ホームページで公表します。
- (5) 草津市電子入札システムへの登録について

草津市では、すべての競争入札を電子入札で執行しています。つきましては、今回の競争入札参加資格申請にかかる審査が完了しましたら、電子入札に参加できるよう準備をしてください。

4月になりましたら、市ホームページで事業者番号を確認し、その番号で草津市への登録手続きをしてください。

ただし、すでに登録が済んでおられる方は、手続きの必要はありません。

なお、やむを得ない事情がある場合を除いて、紙入札での参加は認められませんのでお早めに御準備ください。詳細については、下記のホームページに記載しています。

【草津市役所ホームページ】

<http://www.city.kusatsu.shiga.jp/kurashi/sangyobusiness/nyusatsu/denshinyusatsu/denshinyusatsu.html>

1.1 問い合わせ先

草津市役所 契約検査課

〒525-8588 草津市草津三丁目13番30号

TEL：077-561-2307 FAX：077-561-2490

E-mail：keiyaku@city.kusatsu.lg.jp

別表第1 参加希望工事と建設業の許可建設工事との種類別と対応関係

参加希望工事	建設工事の種類	建設工事の例示
土木一式工事 (略号 = 土) (コード = 51)	土木一式工事 (土) (01)	土木一式工事、下水道管渠工事、農村下水道管渠工事
	とび・土工・ コンクリート工事 (と) (05)	コンクリートブロック据付け工事、くい工事、くい打ち工事、くい抜き工事、場所打ぐい工事、土工事、掘削工事、根切り工事、発破工事、盛土工事、コンクリート工事、コンクリート打設工事、コンクリート圧送工事、プレストレストコンクリート工事(橋梁に係るものを除く)、地滑り防止工事、地盤改良工事、ボーリンググラウト工事、土留め工事、仮締切り工事、屋外広告物設置工事(交通安全施設に係るものを除く)、捨石工事、外溝工事、はつり工事、切断穿孔工事、潜水工事、トンネル防水工事、土木系モルタル防水工事
	石 工 事 (石) (06)	石積み(張り)工事、コンクリートブロック積み(張り)工事
	タイル・れんが・ ブロック工事 (タ) (10)	コンクリートブロック積み(張り)工事、れんが積み(張り)工事
	鋼 構 造 物 工 事 (鋼) (11)	閘門・水門等の門扉設置工事
	しゅんせつ工事 (しゅ) (14)	しゅんせつ工事
	水 道 施 設 工 事 (水) (26)	取水施設工事、浄水施設工事、配水施設工事、下水処理施設工事
建築一式工事 (建) (52)	建築一式工事 (建) (02)	建築一式工事
	大 工 工 事 (大) (03)	大工工事、型枠工事、造作工事
舗 装 工 事 (ほ) (53)	舗 装 工 事 (ほ) (13)	アスファルト舗装工事、コンクリート舗装工事、ブロック舗装工事、路盤築造工事
電気設備工事 (電) (54)	電 気 工 事 (電) (08)	発電設備工事、送配電線工事、引込線工事、変電設備工事、構内電気設備工事(非常用電気設備を含む)、照明設備工事、電車線工事、信号設備工事、ネオン装置工事
	電 気 通 信 工 事 (通) (22)	電気通信線路設備工事、電気通信機械設置工事、放送機械設置工事、空中線設備工事、データ通信設備工事、情報制御設備工事、TV電波障害防除設備工事
消 防 施 設 工 事 (消) (55)	消 防 施 設 工 事 (消) (27)	屋内消火栓設置工事、スプリンクラー設置工事、水噴霧・泡・不燃性ガス・蒸発性液体又は粉末による消火設備工事、屋外消火栓設置工事、動力消防ポンプ設置工事、火災報知設備工事、漏電火災警報器設置工事、非常警報設備工事、金属製避難はしご・救助袋・緩降機・避難橋又は排煙設備の設置工事

参加希望工事	建設工事の種類	建設工事の例示
給排水冷暖房工事 (給) (56)	管 工 事 (管) (09)	冷暖房設備工事、冷凍冷蔵設備工事、空気調和設備工事、給排水・給湯設備工事、厨房設備工事、衛生設備工事、浄化槽工事、水洗便所設備工事、ガス管配管工事、ダクト工事、管内更生工事、消雪設備工事、農村下水道の浄化槽工事（下水道法による流域処理施設に排水するものを除く）
	熱 絶 縁 工 事 (絶) (21)	冷暖房設備・冷凍冷蔵設備・動力設備又は燃料工業・化学工業等の設備の熱絶縁工事、ウレタン吹付け断熱工事
機械設備工事 (機) (57)	機械器具設置工事 (機) (20)	プラント設備工事、運搬機器設置工事、内燃力発電設備工事、集塵機器設置工事、給排水機器設置工事、揚排水機器設置工事、ダム用仮設備工事、遊技施設設置工事、舞台装置設置工事、サイロ設置工事、立体駐車設置工事
塗 装 工 事 (塗) (58)	塗 装 工 事 (塗) (17)	塗装工事（交通安全施設に係るものを除く）、溶射工事、ライニング工事、布張り仕上工事、鋼構造物塗装工事
造 園 工 事 (園) (59)	造 園 工 事 (園) (23)	植栽工事、地被工事、景石工事、地ごしらえ工事、公園設備工事、広場工事、園路工事、水景工事、屋上等緑化工事、緑地育成工事
	石 工 事 (石) (06)	石積み（張り）工事、コンクリートブロック積み（張り）工事（造園工事に伴うもの）
	タイル・れんが・ ブ ロ ッ ク 工 事 (タ) (10)	コンクリートブロック積み（張り）工事、れんが積み（張り）工事（造園工事に伴うもの）
さ く 井 工 事 (井) (60)	さ く 井 工 事 (井) (24)	さく井工事、観測井工事、還元井工事、温泉掘削工事、井戸築造工事、さく孔工事、石油掘削工事、天然ガス掘削工事、揚水設備工事
鉄 骨 工 事 (鉄) (61)	鋼 構 造 物 工 事 (鋼) (11)	鉄骨工事、鉄塔工事、石油・ガス等の貯蔵用タンク設置工事、屋外広告工事
	鉄 筋 工 事 (筋) (12)	鉄筋加工組立て工事、鉄筋継手工事
橋 梁 上 部 工 事 (橋) (62)	土 木 一 式 工 事 (土) (01)	橋梁上部工事（陸橋・歩道橋を含む）、プレストレストコンクリート工事（橋梁に係るもの）
	鋼 構 造 物 工 事 (鋼) (11)	橋梁上部工事（陸橋・歩道橋を含む）
法 面 処 理 工 事 (法) (63)	防 水 工 事 (防) (18)	アスファルト防水工事、モルタル防水工事、シーリング工事、塗膜防水工事、シート防水工事、注入防水工事

	とび・土工・コンクリート工事 (と) (05)	現場吹付法砕工事、アンカー工事、あと施工アンカー工事、落石防止網工事、モルタル吹付け工事、種子吹付け工事、厚層基材吹付け工事、客土吹付け工事、植生ネット工事、法面保護工事
--	----------------------------	---

参加希望工事	建設工事の種類	建設工事の例示
建築附帯工事 (附) (64)	左官工事 (左) (04)	左官工事、モルタル工事、モルタル防水工事、吹付け工事、とぎ出し工事、洗い出し工事
	とび・土工・コンクリート工事 (と) (05)	とび工事、ひき工事、足場等仮設工事、重量物の揚重運搬配置工事、鉄骨組立て工事
	解体工事 (解) (29)	工作物解体工事
	屋根工事 (屋) (07)	屋根ふき工事、文化財屋根ふき工事
	タイル・れんが・ブロック工事 (タ) (10)	タイル張り工事、築炉工事、スレート張り工事、サイディング工事
	板金工事 (板) (15)	板金加工取付け工事、建築板金工事
	ガラス工事 (ガ) (16)	ガラス加工取付け工事、ガラスフィルム工事
	防水工事 (防) (18)	防水工事（建築物に伴うもの）
	内装仕上工事 (内) (19)	インテリア工事、天井仕上工事、壁張り工事、内装間仕切り工事、床仕上工事、たたみ工事、家具工事、防音工事
	建具工事 (具) (25)	金属製建具取付け工事、サッシ取付け工事、金属製カーテンウォール取付け工事、シャッター取付け工事、自動ドア取付け工事、木製建具取付け工事、ふすま工事
	建築一式工事 (建) (02)	文化財建造物修理工事
大工工事 (大) (03)	文化財建造物修理大工工事	
交通安全施設工事 (交) (65)	とび・土工・コンクリート工事 (と) (05)	道路付属物設置工事（カーブミラー、ガードレール、道路標識設置工事）、看板設置工事（交通安全施設に係るもの）
	塗装工事 (塗) (17)	塗装工事、路面標示工事（交通安全施設に係るもの）

	電 気 工 事 (電) (08)	道路照明設備工事、交通信号設備工事(交通安全施設に係るもの)
	電 気 通 信 工 事 (通) (22)	電気通信線路設備工事、電気通信機械設備工事、放送機械設置工事、空中線設備工事、データ通信設備工事、情報制御設備工事(交通安全施設に係るもの)
	機 械 器 具 設 置 工 事 (機) (20)	交通安全施設に係るもの
清掃施設工事 (清) (66)	清 掃 施 設 工 事 (清) (28)	ごみ処理施設工事、し尿処理施設工事

【県内工事業者用申請マニュアル資格コード表】

※滋賀県市町入札参加資格審査申請マニュアルより抜粋

	コード	資格区分		技術職員区分			
				I	II	III	
	001	法第7条第2号イ該当【実務3年または5年】				○	
	002	法第7条第2号ロ該当【実務10年】				○	
	003	法第15条第2号ハ該当(同号イと同等以上)				○	
	004	法第15条第2号ハ該当(同号ロと同等以上)				○	
建設業法 『技術検 定』	111	一級建設機械施工技士		○			
	212	二級建設機械施工技士(第1種～第6種)			○		
	113	一級土木施工管理技士		○			
	214	二級土木施工管理技士	種別	土木		○	
	215			鋼構 造物 塗装		○	
	216			薬液 注入		○	
	120			一級建築施工管理技士		○	
	221	二級建築施工管理技士	種別	建築		○	
	222			躯体		○	
	223			仕上 げ		○	
		127	一級電気工事施工管理技士		○		
		228	二級電気工事施工管理技士			○	
		129	一級管工事施工管理技士		○		
		230	二級管工事施工管理技士			○	
		131	一級電気通信工事施工管理技士		○		
		232	二級電気通信工事施工管理技士			○	
		133	一級造園施工管理技士		○		
	234	二級造園施工管理技士			○		
建築士法 『建築士 試験』	137	一級建築士		○			
	238	二級建築士			○		
	239	木造建築士			○		
技術士法	141	建設・総合技術監理(建設)		○			

『技術士試験』	142	建設『鋼構造及びコンクリート』・総合技術監理(建設『鋼構造及びコンクリート』)	○		
	143	農業『農業土木』・総合技術監理(農業『農業土木』)	○		
	144	電気電子・総合技術監理(電気電子)	○		
	145	機械・総合技術監理(機械)	○		
	146	機械『流体力学』又は『熱工学』・総合技術監理(機械『流体力学』又は『熱工学』)	○		
	147	上下水道・総合技術監理(上下水道)	○		
	148	上下水道『上水道及び工業用水道』・総合技術監理(上下水道『上水道及び工業用水道』)	○		
	149	水産『水産土木』・総合技術監理(水産『水産土木』)	○		
	150	森林『林業』・総合技術監理(森林『林業』)	○		
	151	森林『森林土木』・総合技術監理(森林『森林土木』)	○		
	152	衛生工学・総合技術監理(衛生工学)	○		
	153	衛生工学『水質管理』・総合技術監理(衛生工学『水質管理』)	○		
	154	衛生工学『廃棄物管理』・総合技術監理(衛生工学『廃棄物管理』)	○		
電気工事士法 『電気工事士試験』	155	第一種電気工事士		○	
	256	第二種電気工事士 【実務3年】			○
電気事業法 『電気主任技術者国家試験等』	258	電気主任技術者(第1種～第3種) 【実務5年】			○
電気通信事業法 『電気通信主任技	259	電気通信主任技術者 【実務5年】			○

術者試験』					
水道法 『給水装置工事主任技術者試験』	265	給水装置工事主任技術者【実務1年】			○
消防法 『消防設備士試験』	168	甲種消防設備士		○	
	169	乙種消防設備士		○	
職業能力開発促進法 『技能検定』	166	ウェルポイント施工		○	
	266	〃 2級【実務3年】			○
	167	路面標示施工		○	
	171	建築大工		○	
	271	〃 2級【実務3年】			○
	164	型枠施工		○	
	264	〃 2級【実務3年】			○
	172	左官		○	
	272	〃 2級【実務3年】			○
	157	とび・とび工		○	
	257	〃 2級【実務3年】			○
	173	コンクリート圧送施工		○	
	273	〃 2級【実務3年】			○
	174	冷凍空気調和機器施工・空気調和設備配管		○	
	274	〃 2級【実務3年】			○
	175	給排水衛生設備配管		○	
	275	〃 2級【実務3年】			○
	176	配管(選択科目『建築配管作業』)・配管工		○	
	276	〃 2級【実務3年】			○
	170	建築板金(選択科目『ダクト板金作業』)		○	
	270	〃 2級【実務3年】			○
	177	タイル張り・タイル張り工		○	

	277	" 2級【実務3年】		○
	178	築炉・築炉工・れんが積み	○	
	278	築炉・築炉工 2級【実務3年】		○
	179	ブロック建築・ブロック建築工・コンクリート積みブロック施工	○	
	279	ブロック建築・ブロック建築工 2級【実務3年】		○
	180	石工・石材施工・石積み	○	
	280	" 2級【実務3年】		○
職業能力 開発促進 法 『技能検 定』	181	鉄工(選択科目『製缶作業』又は『構造物鉄工作 業』)・製罐	○	
	281	" 2級【実務3年】		○
	182	鉄筋組立て・鉄筋施工(選択科目『鉄筋施工図作成作 業』および『鉄筋組立て作業』)	○	
	282	" 2級【実務3年】		○
	183	工場板金	○	
	283	" 2級【実務3年】		○
	184	板金(選択科目『建築板金作業』)・建築板金(選択科目『内外 装板金作業』)・板金工(選択科目『建築板金作業』)	○	
	284	" 2級【実務3年】		○
	185	板金・板金工・打出し板金	○	
	285	" 2級【実務3年】		○
	186	かわらぶき・スレート施工	○	
	286	" 2級【実務3年】		○
	187	ガラス施工	○	
	287	" 2級【実務3年】		○
		188	塗装・木工塗装・木工塗装工	○
	288	" 2級【実務3年】		○
	189	建築塗装・建築塗装工	○	
	289	" 2級【実務3年】		○
	190	金属塗装・金属塗装工	○	
	290	" 2級【実務3年】		○
	191	噴霧塗装	○	
	291	" 2級【実務3年】		○
	192	畳製作・畳工	○	
	292	" 2級【実務3年】		○

	193	内装仕上げ施工・カーテン施工・天井仕上げ施工・床仕上げ施工・表装・表具・表具工		○	
	293	〃 2級【実務3年】			○
	194	熱絶縁施工		○	
	294	〃 2級【実務3年】			○
	195	建具製作・建具工・木工(選択科目『建具製作作業』)・カーテンウォール施工・サッシ施工		○	
	295	〃 2級【実務3年】			○
	196	造園		○	
	296	〃 2級【実務3年】			○
	197	防水施工		○	
	297	〃 2級【実務3年】			○
	198	さく井		○	
	298	〃 2級【実務3年】			○
職業能力 開発促進 法 『技能検 定』	061	地すべり防止工事 【実務1年】			○
	040	基礎ぐい工事			○
	062	建築設備士 【実務1年】			○
	063	計装 【実務1年】			○
	060	解体工事		○	
	064	基幹技能者		○	

備考

- ・対応する建設業の種類は経営事項審査における技術者資格区分表と同様です。
- ・資格区分の欄に年数が記載されている資格は取得後に当該年数の実務経験が必要です。
(平成15年度以前に職業能力開発促進法による技能検定の2級に合格された方は取得後実務経験1年です。)